

遺伝子組換え作物の栽培等に関するガイドライン

令和2年3月25日付け 元農技第726号農政部長通知

第1 趣旨

このガイドラインは、長野県主要農作物及び伝統野菜等の種子に関する条例（令和元年7月16日長野県条例第4号）に基づき、本県の主要農作物等の優良な種子の安定的な供給を図るため、県内において遺伝子組換え作物を栽培する際に実施する事項等を定め、遺伝子組換え作物の一般作物との交雑の防止、一般作物への混入の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

本ガイドラインにおいて、各用語の定義は次に定めるところによる。

1 一般作物

遺伝子組換え作物以外の作物をいう。

2 開放系ほ場

一般的な屋外ほ場（田、畑等）のほか、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（（平成15年法律第97号）（以下「カルタヘナ法」という。））第2条第6項に規定する措置が講じられていないビニールハウス、ガラス温室等をいう。

第3 適用範囲

本ガイドラインは、県内においてカルタヘナ法第4条第1項による第一種使用規程の承認を受けた遺伝子組換え作物を開放系ほ場で栽培する場合に適用する。

第4 栽培に係る情報提供等

県は、県民の適切な理解と判断に役立てるため、以下の情報提供を行う。

1 本ガイドラインの周知

市町村、農業団体等の協力を得て、県民に対して本ガイドラインを周知する。

2 栽培に係る情報提供

遺伝子組換え作物の栽培計画及び栽培実績等を収集し、県ホームページへの掲載等により、県民に対して情報を提供する。

3 遺伝子組換え技術や作物に関する県民理解の促進

県民の遺伝子組換え作物等に関する知識や理解を深めるため、国、市町村、農業団体等の協力を得て県民に対して情報を提供する。

第5 栽培に当たって遵守すべき事項

県内において遺伝子組換え作物を栽培しようとする者（以下「栽培者」という。）は、栽培の実施に当たって次のことを行う。

1 説明会の開催と情報の提供

栽培者は、2に定める遺伝子組換え作物栽培計画書（以下「栽培計画書」という。）の提出に当たり、以下に掲げる関係者等に対し、栽培計画書の内容に関する説明会を開催し、十分な理解を得ること。

なお、説明会の実施に当たっては、実施日の30日前までに、実施日時及び場所について知事に報告すること。

- (1) 交雑防止措置として定める第6の1の(1)の当該遺伝子組換え作物と同種の一般作物（以下「同種一般作物」という。）との隔離距離の範囲内で土地を所有又は管理する者
- (2) 収穫物や作業機械等の移動経路に隣接した土地を所有又は管理する者
- (3) 栽培地等を管理する市町村及び農業団体
- (4) その他必要と認められる者

2 遺伝子組換え作物栽培計画書の提出

(1) 栽培者は、栽培を開始する3か月以上前の12月又は6月に、次に掲げる事項を記載した栽培計画書（別紙様式1）を知事に提出すること。

- ア 栽培者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 栽培の目的
- ウ 栽培する遺伝子組換え作物の名称及び種類
- エ 栽培する遺伝子組換え作物の種苗の入手元等
- オ 栽培を行うほ場等の所在地
- カ 栽培を行うほ場等の規模及び構造
- キ 栽培の期間
- ク 栽培に係る交雑等防止措置の内容
- ケ 同種一般作物との交雑の有無を確認するための調査方法
- コ 遺伝子組換え作物の種苗・収穫物の管理及び残さの処分方法
- サ 4に掲げる栽培管理責任者の氏名及び住所
- シ 1に定める説明会の概要
- ス その他知事が必要と認める事項

(2) 栽培計画書には、次に掲げる書類を添えるものとする。

- ア 遺伝子組換え作物の種苗の入手元、購入量等がわかる予約伝票等の写し
- イ 栽培を行うほ場等の付近の見取図
- ウ 栽培を行うほ場等の規模及び構造を明らかにした図面
- エ 収穫物や作業機械等の移動経路図
- オ その他知事が必要と認める書類

3 栽培に関する表示

栽培者は、栽培しようとするほ場に、看板（別記「栽培ほ場に設置する看板の規格等」を満たすもの）を設置し、栽培内容を周知すること。

なお、設置期間は、栽培開始から栽培終了（収穫が終了し、ほ場の残さ処理が終了するまで）までとする。

4 栽培管理責任者の設置

栽培者は、栽培管理責任者（栽培者が兼ねることもできる。）を置き、第6及び第7に定めること並びに次に掲げることを行うこと。

- (1) 栽培計画書及び7の(1)に定める遺伝子組換え作物栽培実績書（以下「栽培実績書」という。）の作成及び、栽培の実施状況の確認に関すること
- (2) 遺伝子組換え作物の種苗・収穫物の適切な管理及び残さの処理並びに当該遺伝子組換え作物の栽培、収穫、調整出荷等の記録とその保管に関すること
- (3) 交雑防止措置及び交雑確認調査の実施に関すること
- (4) 不測の事態が生じた場合の速やかな情報把握と適正な措置の実施
- (5) 遺伝子組換え作物の栽培に従事する者に対する本ガイドラインの内容の指導徹底
- (6) その他、県民等からの問い合わせへの対応など

5 開始の届出

栽培者は、栽培計画書に基づく遺伝子組換え作物の種苗を受領したときは、その日から起算して10日以内に遺伝子組換え作物栽培開始届出書（別紙様式2）を知事に提出すること。

6 変更の届出

栽培者は、栽培計画書の内容を変更しようとするときは、当該変更を行おうとする日の45日前までに、遺伝子組換え作物栽培計画変更届出書（別紙様式3）を知事に提出すること。

但し、2の(1)のアからコの事項について変更する場合は、1の規定について準用する。

なお、この場合の説明会の開催期限及び栽培計画書の提出期限はその都度別に定める。

7 栽培実績等の報告

- (1) 栽培者は、栽培した遺伝子組換え作物の収穫後、速やかに栽培実績書（別紙様式4）を知事に提出すること。
- (2) 栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培を中止したときは、速やかに遺伝子組換え作物栽培中止届出書（別紙様式5）を知事に提出すること。

8 不測の事態への対応

- (1) 栽培者は、交雑及び混入が発生した場合など不測の事態やそのおそれがある事態が発生した場合は、直ちにその拡大を防止するために必要な措置を講ずるとともに発生状況及び措置内容を知事に報告すること。
- (2) 措置の実施後は、不測の事態等が発生した原因及び措置の実施結果を知事に報告すること。

9 記録の作成および保管

栽培者は、遺伝子組換え作物の栽培、収穫、調整出荷等に係る記録を栽培終了後速やかに作成し、その作成の日から5年間保存すること。

第6 交雑防止措置

栽培者は、遺伝子組換え作物と同種一般作物との交雑を防止するため、以下の措置を執ること。

1 隔離距離による交雑防止措置

隔離距離による交雑防止を講じる場合は、次の措置を執ること。

- (1) 遺伝子組換え作物の種類ごとに、表1に定める同種一般作物との隔離すべき距離以上隔離すること。

【表1】

遺伝子組換え作物	同種一般作物との隔離すべき距離
イネ	30m
ダイズ	10m
トウモロコシ	600m 又は防風林がある場合は 300m
ナタネ	600m 又は花粉及び訪花昆虫のトラップとして、栽培する対象作物の周囲に、1.5m 巾の非組換えナタネを開花期間が重複するように作付けた場合は 400m

- (2) 過去のデータに基づき、開花期の平均風速が毎秒3mを超えない場所を選定して栽培を行うこと。

その場合においても、台風等の特段の強風が想定される場合には、防風ネットによる抑風または除雄を行うこと。

- (3) イネ及びダイズについて、開花期前の低温により交雑の可能性が想定される場合には、2に定める交雑防止措置を講ずるか、又は開花前に栽培を中止すること。

2 隔離距離によらない交雑防止措置

隔離距離が定められている作物であって隔離距離による交雑防止措置を執らない場合又は隔離距離が定められていない作物を栽培する場合は、次のいずれかの交雑防止措置を執ること。

- (1) 摘らい、開花前の除雄又は袋掛け
- (2) 虫媒性の植物（ナタネなど）は、開花中の訪花昆虫による花粉の移動を防止できるネット（網）による被覆又は拡散防止措置を講じた温室内での栽培
- (3) 風媒体の植物（トウモロコシ等）は、周辺の同種一般作物と開花期間を重複させない。

3 交雑確認調査及び確認方法

栽培者は、栽培した遺伝子組換え作物の収穫後、同種一般作物との交雑の有無を確認するための調査（以下「交雑確認調査」という。）を速やかに実施すること。

なお、交雑確認調査の結果を栽培実績書に添付すること。

- (1) 県は、栽培者が作成する栽培計画書に記載された交雑確認調査の方法について、第8の1に定める遺伝子組換え作物の栽培に関する有識者による評価懇談会（以下「評価懇談会」という。）の意見を聴いた上で、必要があれば交雑確認調査の方法を変更するよう栽培者へ通知する。
- (2) 交雑確認調査の実施に必要な費用は、栽培者が負担する。
- (3) 栽培者は、交雑確認調査を第三者（民間の調査・分析機関等）に委託して実施することができる。

第7 混入防止措置

栽培者は、遺伝子組換え作物が他の一般作物に混入しないよう、種苗の分別管理、機械・施設・

資材等の洗浄及び清掃、衣服や靴への付着物除去、収穫物の管理並びに栽培ほ場の残さ処理など、適切な混入防止措置を講じること。

また、遺伝子組換え作物を栽培したほ場において、次期作として栽培した一般作物の収穫物は、前作の遺伝子組換え作物が混入しない明確な理由がある場合を除き、遺伝子組換え作物の収穫物と同様の処理を行うこと。

第8 管理体制の整備

県は、遺伝子組換え作物の栽培に関する管理体制を整備する。

- 1 知事は、栽培計画書を受理した場合、その計画が本ガイドラインの主旨に添う計画であるかどうか、以下の内容について職員に検討させる。

この際、原則として、別に定める評価懇談会を開催して、栽培計画の内容に対する意見を聴くものとする。

検討の結果、栽培計画の内容に修正、変更等が必要と認められた場合は、栽培者に修正、変更等を求めるものとする。

なお、評価懇談会で出された意見等は、県のホームページに掲載することにより、県民に公開するものとする。

- (1) 栽培する遺伝子組換え作物の特性等
- (2) 栽培予定地及び周辺で栽培されている一般作物の状況
- (3) 交雑防止措置、交雑確認調査、種苗の保管、収穫方法、収穫物の管理及び混入防止措置等の内容
- (4) 説明会の開催状況
- (5) その他必要な事項

- 2 県は、栽培計画書のとおり栽培等が実施されているかを確認するための現地調査を栽培期間中に1回以上行う。

計画に反して栽培されている事項があれば、調査結果を速やかに評価懇談会へ報告するとともに、事後の対策に関する評価懇談会の意見を聴取した上で、栽培者を指導する。

- 3 知事は、栽培実績書を受理した場合、その実績が計画のとおり実施されたかを検討し、必要に応じて栽培者に対して職員に指導を行わせるものとする。

この際、栽培実績に対する評価懇談会の意見を聴取するものとする。

- 4 栽培者が実施する交雑確認調査の結果の信頼性を確保するため、県はその内容を検証するものとする。

また、調査結果の検証に当たっては、評価懇談会の意見を聴取するものとする。

第9 ガイドラインの遵守

県は、遺伝子組換え作物の無届け栽培等の本ガイドラインに反した行為を確認した場合、栽培者に対して本ガイドラインに関する指導等を行い、本ガイドラインを遵守するよう要請する。

この指導等に従わないで栽培等を続けた場合は、栽培者の氏名、本ガイドラインに反している旨及びその具体的な行為について公表するとともに、改めて栽培等の中止を要請する。

なお、栽培等の中止要請に従わない場合は、種苗業者等に対して情報提供を行い、次期作以降の種苗供給の停止を要請するとともに、栽培等の中止要請に従わない旨及び種苗業者等に対して種苗供給の停止を要請した旨を追加で公表する。

第10 ガイドラインの見直し

県は、新たな科学的知見や社会状況の変化及び本ガイドラインの運用結果等を考慮し、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行う。

附則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。